



学校法人岩永学園
人材支援課 恩村聰

在留資格の種類と一覧

在留資格の一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野(注1)の各業務従事者
技能実習	技能実習生

外国人を受入れる場合、九州地方に所在地がある企業は出入国在留管理庁の福岡出入国在留管理局に、在留資格に関する上陸条件に適合する証明書の交付を申請し、認定証明書が交付されないと労働者として受入れできません。

注1 介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造設・船用工業・自動車整備・航空・宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

特定活動・・・就労の可否は指定される活動によるもの

●外交官等の家事使用人 ●ワーキングホリデー

※資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

（資料）出入国在留管理庁HP

制度の比較と特徴

	日本の介護福祉士養成校を卒業し 在留資格「介護」を持つ外国人	技能実習制度を活用した 外国人（技能実習生）	在留資格「特定技能1号」を 持つ外国人
制度開始	2017年9月1日	2017年11月1日	2019年4月1日
制度の目的	介護福祉士の資格を有する者が介護 又は介護の指導を行う業務に従事する活動	開発途上国などの経済発展に貢献するために、 日本が培った技能や技術、知識を移転すること	一定の専門性と技術を持つ外国人の受入れ
送り出し国	制限なし	制限なし（技能移転のニーズがある国）	制限なし
在留資格名	介護福祉士を取得する前：留学 介護福祉士を取得した後：介護	1年目：技能実習1号 2～3年目：技能実習2号 4～5年目：技能実習3号（優良な実習実施者）一般監理団体のみ	特定技能1号
在留期間	介護福祉士の資格を取得した後は、 制限なしで更新でき、永続的な 就労が可能	技能実習1号：最長1年 技能実習2号：最長2年 技能実習3号：最長2年（優良な実習実施者）一般監理団体のみ 合計 最長5年 ※介護福祉士の資格取得後は在留資格「介護」へ変更可能 ※3年目まで修了すれば「特定技能」に必要な試験を免除	通算5年 ※介護福祉士の資格取得後は在留資格「介護」へ変更可能
入国時の 日本語能力	養成校前段の日本語学校への入学については、「日本 語能力試験（JLPT）N5以上の認定を受けていること」 など。専門課程については、法務大臣が告示をもって 定める（国内の）日本語教育機関で、1年以上の日本語 教育を受けた者	入国時はN4 2年目以降、技能実習2号に移行するときは N3程度	国際交流基金日本語基礎テスト 又は日本語能力試験 N4以上及び介護日本語評価試験に合格
勤務できる サービスの種類	制限なし	制限あり（2025年4月より訪問可能）	制限あり（2025年4月より訪問可能）
夜勤の可否	可能	条件 夜勤業務等を行うのは2年目以降に限定する 等の努力義務を業界ガイドラインに規定。	可能
介護職種での 転職の可否	可能	原則不可	可能
配置基準の 算定時期	就労開始から	令和6年度介護報酬改定 事業者の意思決定により、N2未満も就学開始 から算入可能	就労開始から
調整機関	なし	監理団体型：各監理団体による受入れ調整 企業単独型：各企業が独自に調整	登録支援機関

外国人介護人材受入れの仕組み

EPA（経済連携協定）
(インドネシア・フィリピン・ベトナム)

在留資格「介護」
(H29. 9/1～)

技能実習
(H29. 11/1～)

特定技能1号
(H31. 4/1～)

制度
趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の
外国人の受入れ

本国への技能移転

人手不足対応のための一定の専門性・
技能を有する外国人の受入れ

〈就学コース〉 〈就労コース〉

介護福祉士候補者として入国

介護福祉士
養成施設
(2年以上)

介護施設等で
就労・研修
(3年以上)

〈養成施設ルート〉 〈実務経験ルート〉

外国人留学生
として入国

技能実習生等
として入国

介護福祉士
養成施設
(2年以上)

介護施設等で
就労・研修
(3年以上)

実習実施者（介護施設等）の下で
実習（最大5年間）
※実習の各段階で技能評価試験を受検

【技能
実習】

受検（入国1年後）

受検（入国3年後）

受検（入国5年後）

受け入れ
の流れ

【特定活動
(EPA)】

介護福祉士国家試験

介護福祉士として業務従事

【留学】

介護福祉士国家試験

介護福祉士として業務従事

【介護】

本国での技能等の活用

※【】は在留資格

介護福祉士資格取得（登録）

介護福祉士資格取得（登録）

介護福祉士として業務従事

介護施設等で就労
(通算5年間)

帰国

(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

制度の比較と特徴

	日本の介護福祉士養成校を卒業し 在留資格「介護」を持つ外国人	技能実習制度を活用した 外国人（技能実習生）	在留資格「特定技能1号」を 持つ外国人
制度開始	2017年9月1日	2017年11月1日	2019年4月1日
制度の目的	介護福祉士の資格を有する者が介護 又は介護の指導を行う業務に従事する活動	開発途上国などの経済発展に貢献するために、 日本が培った技能や技術、知識を移転すること	一定の専門性と技術を持つ外国人の受入れ
送り出し国	制限なし	制限なし（技能移転のニーズがある国）	制限なし
在留資格名	介護福祉士を取得する前：留学 介護福祉士を取得した後：介護	1年目：技能実習1号 2～3年目：技能実習2号 4～5年目：技能実習3号（優良な実習実施者）一般監理団体のみ	特定技能1号
在留期間	介護福祉士の資格を取得した後は、 制限なしで更新でき、永続的な 就労が可能	技能実習1号：最長1年 技能実習2号：最長2年 技能実習3号：最長2年（優良な実習実施者）一般監理団体のみ 合計 最長5年 ※介護福祉士の資格取得後は在留資格「介護」へ変更可能 ※3年目まで修了すれば「特定技能」に必要な試験を免除	通算5年 ※介護福祉士の資格取得後は在留資格「介護」へ変更可能
入国時の 日本語能力	養成校前段の日本語学校への入学については、「日本 語能力試験（JLPT）N5以上の認定を受けていること」 など。専門課程については、法務大臣が告示をもって 定める（国内の）日本語教育機関で、1年以上の日本語 教育を受けた者	入国時はN4 2年目以降、技能実習2号に移行するときは N3程度	国際交流基金日本語基礎テスト 又は日本語能力試験 N4以上及び介護日本語評価試験に合格
勤務できる サービスの種類	制限なし	制限あり（2025年4月より訪問可能）	制限あり（2025年4月より訪問可能）
夜勤の可否	可能	条件 夜勤業務等を行うのは2年目以降に限定する 等の努力義務を業界ガイドラインに規定。	可能
介護職種での 転職の可否	可能	原則不可	可能
配置基準の 算定時期	就労開始から	令和6年度介護報酬改定 事業者の意思決定により、N2未満も就学開始 から算入可能	就労開始から
調整機関	なし	監理団体型：各監理団体による受入れ調整 企業単独型：各企業が独自に調整	登録支援機関

「在留資格」制度比較

日本語能力試験JLPT 認定の目安

日本語能力	目安
N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
N2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる
N3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる
N4	基本的な日本語を理解することができる
N5	基本的な日本語をある程度理解することができる

制度の比較と特徴

	日本の介護福祉士養成校を卒業し 在留資格「介護」を持つ外国人	技能実習制度を活用した 外国人（技能実習生）	在留資格「特定技能1号」を 持つ外国人
制度開始	2017年9月1日	2017年11月1日	2019年4月1日
制度の目的	介護福祉士の資格を有する者が介護 又は介護の指導を行う業務に従事する活動	開発途上国などの経済発展に貢献するために、 日本が培った技能や技術、知識を移転すること	一定の専門性と技術を持つ外国人の受入れ
送り出し国	制限なし	制限なし（技能移転のニーズがある国）	制限なし
在留資格名	介護福祉士を取得する前：留学 介護福祉士を取得した後：介護	1年目：技能実習1号 2～3年目：技能実習2号 4～5年目：技能実習3号（優良な実習実施者）一般監理団体のみ	特定技能1号
在留期間	介護福祉士の資格を取得した後は、 制限なしで更新でき、永続的な 就労が可能	技能実習1号：最長1年 技能実習2号：最長2年 技能実習3号：最長2年（優良な実習実施者）一般監理団体のみ 合計 最長5年 ※介護福祉士の資格取得後は在留資格「介護」へ変更可能 ※3年目まで修了すれば「特定技能」に必要な試験を免除	通算5年 ※介護福祉士の資格取得後は在留資格「介護」へ変更可能
入国時の 日本語能力	養成校前段の日本語学校への入学については、「日本 語能力試験（JLPT）N5以上の認定を受けていること」 など。専門課程については、法務大臣が告示をもって 定める（国内の）日本語教育機関で、1年以上の日本語 教育を受けた者	入国時はN4 2年目以降、技能実習2号に移行するときは N3程度	国際交流基金日本語基礎テスト 又は日本語能力試験 N4以上及び介護日本語評価試験に合格
勤務できる サービスの種類	制限なし	制限あり（2025年4月より訪問可能）	制限あり（2025年4月より訪問可能）
夜勤の可否	可能	条件 夜勤業務等を行うのは2年目以降に限定する 等の努力義務を業界ガイドラインに規定。	可能
介護職種での 転職の可否	可能	原則不可	可能
配置基準の 算定時期	就労開始から	令和6年度介護報酬改定 事業者の意思決定により、N2未満も就学開始 から算入可能	就労開始から
調整機関	なし	監理団体型：各監理団体による受入れ調整 企業単独型：各企業が独自に調整	登録支援機関

岩永学園グループ紹介

対応事業所



KOKORO



【 岩永学園グループ 】

〒850-0048 長崎県長崎市上銭座町11番8号
Tel:095-846-5561 Fax:095-846-5560
<https://www.kokoro.ac.jp/main/>